6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	362 単位	×70/100	×70/100	× 70/100	3時間以上4時間未満の場合 +100単位 4時間以上5時間未満の場合 +150単位 5時間以上6時間未満の場合 +200単位 6時間以上7時間未満の場合 +250単位 7時間以上8時間未満の場合 +250単位 8時間以上9時間未満の場合 +250単位	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定加算施等サイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +22単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1月につき +3単位	1月につき +6単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +3単位（6月に1回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2	415 単位																				
		要介護3	470 単位																				
		要介護4	522 単位																				
		要介護5	576 単位																				
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	380 単位																				
		要介護2	436 単位																				
		要介護3	493 単位																				
		要介護4	548 単位																				
		要介護5	605 単位																				
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	558 単位																				
		要介護2	660 単位																				
		要介護3	761 単位																				
		要介護4	863 単位																				
		要介護5	964 単位																				
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	572 単位																				
		要介護2	676 単位																				
		要介護3	780 単位																				
		要介護4	884 単位																				
		要介護5	988 単位																				
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	645 単位																				
		要介護2	761 単位																				
		要介護3	883 単位																				
		要介護4	1,003 単位																				
		要介護5	1,124 単位																				
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	656 単位																				
		要介護2	776 単位																				
		要介護3	898 単位																				
		要介護4	1,021 単位																				
		要介護5	1,144 単位																				
ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	360 単位																				
		要介護2	401 単位																				
		要介護3	453 単位																				
		要介護4	504 単位																				
		要介護5	556 単位																				
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	368 単位																				
		要介護2	422 単位																				
		要介護3	477 単位																				
		要介護4	530 単位																				
		要介護5	585 単位																				
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	539 単位																				
		要介護2	631 単位																				
		要介護3	728 単位																				
		要介護4	824 単位																				
		要介護5	921 単位																				
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	552 単位																				
		要介護2	654 単位																				
		要介護3	754 単位																				
		要介護4	854 単位																				
		要介護5	954 単位																				
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	617 単位																				
		要介護2	729 単位																				
		要介護3	844 単位																				
		要介護4	960 単位																				
		要介護5	1,076 単位																				
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	634 単位																				
		要介護2	749 単位																				
		要介護3	868 単位																				
		要介護4	987 単位																				
		要介護5	1,106 単位																				
ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	338 単位																				
		要介護2	387 単位																				
		要介護3	438 単位																				
		要介護4	486 単位																				
		要介護5	537 単位																				
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	354 単位																				
		要介護2	406 単位																				
		要介護3	459 単位																				
		要介護4	510 単位																				
		要介護5	563 単位																				
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	514 単位																				
		要介護2	603 単位																				
		要介護3	702 単位																				
		要介護4	796 単位																				
		要介護5	890 単位																				
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	532 単位																				
		要介護2	629 単位																				
		要介護3	725 単位																				
		要介護4	823 単位																				
		要介護5	920 単位																				
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	595 単位																				
		要介護2	703 単位																				
		要介護3	814 単位																				
		要介護4	926 単位																				
		要介護5	1,038 単位																				
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	611 単位																				
		要介護2	722 単位																				
		要介護3	835 単位																				
		要介護4	950 単位																				
		要介護5	1,065 単位																				

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき 18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき 12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからこまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×23／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(3)の80／100）	

「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目